

「令和7年度 給与支払報告書（総括表）」について

平素より本市の税務行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「宮崎市提出用 令和7年度給与支払報告書（総括表）」（以下「宮崎市提出用総括表」）を送付させていただきました。下記についてご確認ください。

給与支払報告書の提出が必要な方（地方税法第317条の6）

令和6年1月から12月までに給与等を支払った方全員が対象です。

確定申告をされる方・給与等が2,000万円超の方・役員報酬の方・パートやアルバイトの方・乙欄の方・年末調整未済の方・中途退職された方についても全員提出が必要です。

給与を支払った方のうち、**令和7年1月1日現在**で宮崎市に住所を有する（住民登録のある）方の給与支払報告書を宮崎市市民税課へご提出ください。

ただし、住民登録が宮崎市になくても実際の居住地が宮崎市の場合は宮崎市に、実際の居住地が宮崎市以外の場合はその居住地の各市区町村に提出してください。この場合、住所欄には実際の居住地を、摘要欄に住民登録地を記入してください。

給与支払報告書の提出時の注意点

①1人につき1枚のみ提出してください。

※副本は不要です。副本の提出があった場合、副本（同じ内容の給与支払報告書）については破棄させていただきます。予めご了承ください。

※支払金額がない方の給与支払報告書は提出しないでください。

②様式は国税庁が作成しています。最寄りの税務署で入手してください。

③「宮崎市提出用総括表」と一緒に提出してください。

※貴事業所独自の総括表を作成される場合でも、「宮崎市提出用総括表」は必要です。

※税理士事務所に依頼されている場合は、「宮崎市提出用総括表」をお渡しいただき、「給与支払報告書」と一緒に提出いただくようお願いください。

徴収区分

宮崎県及び県内市町村では、法令に基づき税の賦課徴収の公平性を確保するため、所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業所を特別徴収義務者として指定する取組を進めています。

今回ご提出いただく総括表で選択された徴収区分は、令和7年度（令和7年6月分～翌5月分）に反映されます。

①総括表の表面に特別徴収と普通徴収それぞれの人員内訳を記入してください。

②同封の「普通徴収仕切紙」を使用し、特別徴収者と普通徴収者を区別して提出してください。

提出期限

令和7年1月31日（金）

※紙・eLTAX・光ディスク等いずれの場合も、この提出期限までにご提出ください。

電子申告（eLTAX）による提出

eLTAXは、地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネットを通じて地方税の申告、申請、納税などを行うことができるシステムです。

eLTAXを利用すると、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票のデータを同時に作成し、それぞれ提出することができます。

eLTAXの具体的な利用方法等は、ホームページか電話でお問い合わせください。

(ホームページ) <https://www.eltax.lta.go.jp> (電話) : 0570-081459

※令和3年1月以後、前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときはeLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は、紙の給与支払報告書は提出しないでください。

※令和6年度課税分から特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子通知が始まりました。申出があった特別徴収義務者には、eLTAXを経由して通知します。給与支払報告書に「受給者番号」の入力が必須となりますので、漏れがないようお願いいたします。

その他依頼事項

①事業所指定番号について

貴事業所の指定番号は、同封の「宮崎市提出用総括表」右上の指定番号欄に印字しています。総括表及びこのお知らせが2通以上届いた場合は、お手数ですがご連絡ください。

②定額減税に関する事項

年末調整済みの給与所得者については、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額」、「控除外額」、「非控除対象配偶者減税有」又は「減税有」を記載してください。

③提出前に今一度、提出書類に記入漏れや誤り等がないかご確認をお願いします。

※記入誤りや普通徴収仕切紙を使って分けをしていない場合、貴事業所の意図と異なる処理を行う可能性があります。(例：事業所での徴収人数が違う、個人の税徴収方法が違う)

※給与支払報告書の氏名・フリガナ・生年月日に漏れや誤りがあると個人の特定が困難になります。同じ箇所が毎年誤ったまま提出されている給与支払報告書が多く見られます。

昨年の内容をそのまま記入するのではなく、確認のうえ正しい情報で作成してください。

不備があった場合にはご連絡させていただくことがあります。

④一度ご提出いただいた内容に訂正が生じた場合は、総括表の「訂正」を丸で囲み、給与支払報告書の右上に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。総括表は市民税課の窓口でお渡しします。

⑤給与支払報告書の提出後に、退職・休職・転勤等が生じ特別徴収ができなくなった場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を令和7年4月15日(火)までに提出してください。

⑥租税条約適用者の新たな雇用や、適用期間の更新等があった場合は、税務署に「租税条約に関する届出書」を提出後、その写しを市民税課へ提出してください。また、給与支払報告書の摘要欄には「租税条約適用」と記入してください。

※『定額減税に関する事項』や『住宅借入金等特別控除区分』等の記載については、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ(令和6年分)」などでご確認ください。

ご多忙のこととは存じますが、円滑な課税事務のため、ご協力くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】宮崎市役所市民税課（第3庁舎1階）
〒880-8505
宮崎市橘通西1丁目1番1号
TEL:0985-21-1748 FAX:0985-38-9557